

休日の地域におけるスポーツ環境が整備充実される以前の 学校運動部活動の在り方

1. 運動部活動改革の必要性

【課題】

- ・ 中学校等（※）の運動部活動は、これまで生徒のスポーツに親しむ機会を確保する上で、大きな役割を担ってきた。しかし、少子化の進展により、生徒数や教員数は減少しており、また、学校の働き方改革の進展により、勤務時間外にわたり教員が指導に従事する体制は改善が求められている。したがって、学校単位で活動し、教員が指導する運動部活動を、現行のままの在り方で今後も維持していくことは困難であると考えられる。

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

- ・ 運動部活動が休止や縮小に追い込まれる前に、地域において生徒がスポーツに親しむ機会を確保できるよう、行政や地域スポーツ団体、中学校等の関係者により、まずは休日の地域におけるスポーツ環境を速やかに整備充実することが強く求められている。
- ・ しかし、生徒にとってのスポーツ環境は地域によって実情が異なり、スポーツ環境がすでに整備充実している地域もあれば、整備充実に一定の時間がかかる地域も存在する。
- ・ 一方で、運動部活動は、改善が図られつつあるものの活動内容や時間、指導体制、地域との連携協働等について依然として大きな課題があり、速やかな改革が求められる。

【対応策】

- 教育委員会や中学校等においては、地域におけるスポーツ環境の整備充実が進められている間も、運動部活動について、下記に記載するような改革を速やかに進めることが必要ではないか。

2. 多様性を重視した運動部活動

【課題】

- ・ 運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒も多い。

少子化の影響で運動部活動に参加する生徒数は減少している。さらに運動部活動の入部率は6割程度であるが、減少傾向にあることも参加生徒数の減少に拍車をかけている。

- ・ 特定の競技種目の活動を3年間続けることが重視され、他の競技種目や文化、科学分野の活動などを経験することが難しい。

【対応策】

- これまで運動部活動に参加していない生徒など、誰もが参加しやすい運動部活動にしていくべきではないか。また、特定の競技種目だけでなく、文化や科学分野の活動も含めて様々な活動を経験できるものにしていくべきではないか。
- そのため、
 - ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること
 - ・ 生徒の多様なニーズに応えるため、複数のスポーツを経験できる活動や体力づくり、あるいは楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置すること
 - ・ 地域にある学校種を超え、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携を深めること
 - ・ 文化や科学分野も含めて複数の活動に参加できるような活動時間とすることなどの見直しを図る必要があるのではないか。

3. 活動時間の適正化

【課題】

- ・ 平成 30 年にスポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定し、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること、1日の活動時間は長くても平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること等を定めた。

しかし、活動時間や休養日について、必ずしもガイドラインが守られていない事例もまだ見られ、生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要がある。

【対応策】

- 活動時間の適正化のため、
 - ・ 国においては、改めて各都道府県教育委員会等に対してガイドラインの順守

を強く要請すること

- ・ 国においては、ガイドラインの時間を大きく超過している地方自治体には個別に指導・助言すること
- ・ 各教育委員会、学校においては、競技志向の強い一部の生徒や保護者の意見等が重視され、活動時間が長時間化している実態もある中、運動が苦手な生徒や障害のある生徒などでも参加しやすい活動とするため、競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、休養日や活動時間を設定することなどが必要ではないか。

4. 指導体制の見直し

【課題】

- ・ 学校の働き方改革の進展により、運動部活動の指導や大会引率を教員に担わせる体制は継続が困難であり、教員に頼らない指導体制としていく必要がある。特に競技や指導の経験がない教員や指導を望まない教員が、指導に従事する必要のない体制を速やかに整備する必要がある。

【対応策】

- 学校の働き方改革の進展を踏まえた指導体制とするため、各教育委員会は、
 - ・ 部活動指導員を必要数確保するとともに、教員を伴わず部活動指導員単独による指導を行うことにより、各中学校等において教員ではなく、部活動指導員が顧問となり指導や大会引率を担える体制を構築すること
 - ・ 部活動指導員が確保できない場合には、教員を顧問とするものの外部指導者を配置し、教員が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築すること
 - ・ 指導を望む教員が指導に従事する場合、告示（※）に基づき、時間外在校等時間が月 45 時間、年 360 時間の上限を超えることが無いよう、外部指導者も配置することや活動時間の見直しなどの必要な環境整備をすることなどが必要ではないか。

（※）公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

- 部活動指導員や外部指導者の配置ができず、指導を望む教員もいない運動部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施などにより、生徒にとって適切なスポーツ環境を確保する必要があるのではないか。あわせて、行政や小・中学校等、地域スポーツ団体等の関係者で今後の対応を協議し、中学校等の実情を踏まえて、まずは休日の地域におけるスポーツ環境の整備充実を速やかに進めるなどの対応が必要ではないか。

- 部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、都道府県や市町村において、域内におけるスポーツ関係団体等の協力を得ながら、スポーツ指導者の発掘・登録に努め、中学校等からの求めに応じてスポーツ指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援が必要ではないか。

5. 地域のスポーツ団体等との連携・協働

【課題】

- ・ 中学校等だけでは生徒のスポーツの機会を確保するのが困難となっており、中学校等と地域のスポーツ団体等との積極的な連携・協働が必要であるが十分ではない。

【対応策】

- 各市町村や地域において、行政、中学校等、スポーツ団体等が現状や課題を共有し、今後の地域におけるスポーツ環境の在り方等について話し合う場を設けていく必要があるのではないか。

- 中学校等と地域のスポーツ団体等との連携・協働を進め、生徒のスポーツに親しむ機会を確保するため、
 - ・ 中学校等では、運動部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること
 - ・ 地域で実施されている競技種目と同じ競技種目の運動部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことを念頭に、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること、
などが考えられるのではないか。

＜参考資料＞

【部活動の制度上の位置づけ】

（１）学校運営上の位置づけ

- ・ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。
- ・ 学校に部活動を設置する場合には、その運営は学校の業務であり、学校教育の一環として行われることとなる。

（２）教員の業務の中での位置づけ

- ・ 校長は校務分掌の一つとして教員等に対して顧問を命じて指導等に從事させる。
- ・ 平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教員が担う必要のない業務と整理されている。なお、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」(令和 2 年 7 月 17 日付け 2 初初企第 14 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長通知)において、部活動に係る対応に関することは、教諭の標準職務例に掲げられていない。
- ・ 公立学校の教員については、給特法（※）により限られた場合を除いて時間外勤務は命じないものとされている。正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害・生徒指導で緊急の措置を必要とする場合等に限られており、校長等が教員に命じて勤務時間外の部活動指導や大会引率等に從事させることはできない。

（※）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

- ・ 給特法に基づく告示（※）により、公立学校の教員の時間外在校等時間については原則として月 45 時間以内、年 360 時間以内とされ、上限を超えないよう教育委員会は業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する必要がある。

（※）公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

（３）生徒の参加

- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。生徒の参加は任意であり、義務ではない。

【中学校における運動部活動の現状】

(1) 参加生徒数・加入率

- ・少子化等により運動部活動に参加する生徒の数は大きく減少している。
- 一方で、一校当たりの設置運動部数に大きな変化はなく、そのため一部当たりの生徒数は大きく減少している。このため特に団体競技では十分な練習や大会への参加が困難になってきている部が少なくない。

	入部者数	1校当たり設置部数	1部当たり生徒数
平成13年度	約263万人	10.6部	22.1人
令和2年度	約193万人 (▲70万人)	10.5部	18.3人 (▲3.8人)

「加盟校・加盟生徒数調査」(全国中学校体育連盟)

「学校基本調査」(文部科学省)

- ・運動部への加入率は減少傾向であり、一方で地域スポーツ活動への加入率は増加傾向にある。特に、運動部と地域スポーツ活動の両方に参加している割合は大きく増加している。

【男子生徒】

	運動部のみ	地域スポーツのみ	両方参加
H20年度	75.6%	10.2%	2.4%
R元年度	65.5%	8.5%	9.1%

運動部のみ +両方参加	地域のみ +両方参加
78.0%	12.6%
74.6%	17.6%

【女子生徒】

	運動部のみ	地域スポーツのみ	両方参加
H20年度	56.7%	5.3%	1.5%
R元年度	50.4%	4.3%	6.4%

運動部のみ +両方参加	地域のみ +両方参加
58.2%	6.8%
56.8%	10.7%

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁)

(2) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

- ・平成30年にスポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を策定し、
- ・学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)

- ・ 1 日の活動時間は長くても平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とすること等が定められた。

- ・ 1 週間の平均活動時間はガイドライン策定以後減少傾向にあるが、ガイドラインで定めている時間数（週当たり 11 時間）と比べて 2 時間半以上超過している。

	男子生徒	女子生徒
平成 29 年度	16 時間 2 分	16 時間 14 分
平成 30 年度	15 時間 3 分	15 時間 17 分
令和元年度	13 時間 32 分	13 時間 40 分

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）

- ・ また、地域ごとに大きな差があり、最小の岐阜県（約 10 時間）と最大の福岡県（約 16 時間）との間では 1.6 倍の差が生じている。

（３）指導体制

- ・ 運動部活動を担当する教員のうち競技経験が無い者の割合は以下の通りであり、経験が無い教員であっても指導に従事せざるを得ない状況となっている。なお、以下の 2 つの調査結果については、回答数の差が約 2 倍と大きいため単純な比較は難しい。

52.1%（回答数 3964 人） 平成 26 年日本体育協会調査

30.1%（回答数 2053 人） 令和 3 年日本スポーツ協会調査

- ・ 中学校の教員が部活動・クラブ活動に関わる時間は以下の通りであり、平成 18 年度の調査結果と比べて負担がより大きくなっている。

平日 41 分（H18 よりも 7 分増加）

休日 2 時間 10 分（H18 年よりも 2 時間 4 分増加）

「教員勤務実態調査」（H18 年度、H28 年度）（文部科学省）

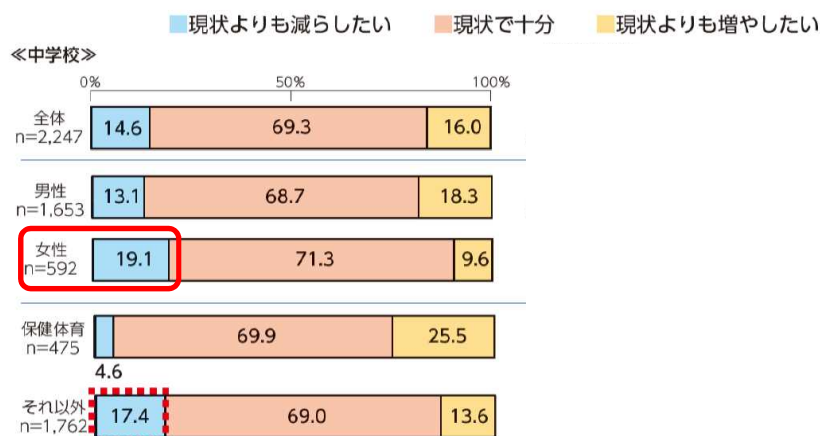
（５）教員の意識

① 平日の活動時間

- ・ 「現状よりも減らしたい」が 14.6%、「現状で十分」が 69.3%、「現状よりも増やしたい」が 16.0%となっている。
- ・ 男性教員に比べて女性教員の方が「現状よりも減らしたい」と考えている割合が高い。
- ・ 保健体育の教員では「現状よりも減らしたい」が 4.6%にとどまるものの、それ以外の教員では 17.4%が減らしたいと考えており、保健体育とそれ以外の教員との間には意識の差がある。

■ 平日の活動時間の増減希望

指導者調査



「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（令和3年日本スポーツ協会）

（参考）中学校教諭の男女比

	男性	女性
教諭全体	56%	44%
保健体育	63%	37%

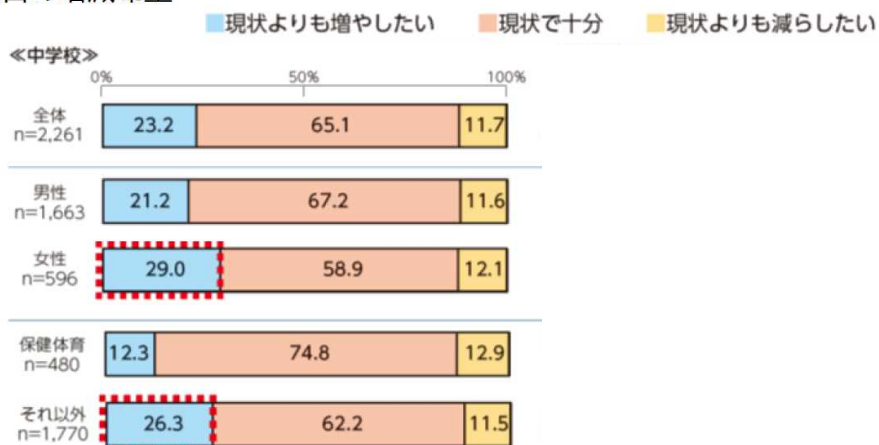
令和元年度学校基本調査、学校教員統計調査（文部科学省）

②休養日

- ・「現状よりも増やしたい」が23.2%、「現状で十分」が65.1%、「現状よりも減らしたい」が11.7%となっている。
- ・平日の活動時間と同様に、女性教員の方が休養日を増やしたいと考えている割合が高い。
- ・保健体育の教員の12.3%、それ以外の教科の教員の26.3%が「現状よりも増やしたい」と考えており、保健体育の教員とそれ以外の教員との間には意識の差がある。

■ 休養日の増減希望

指導者調査



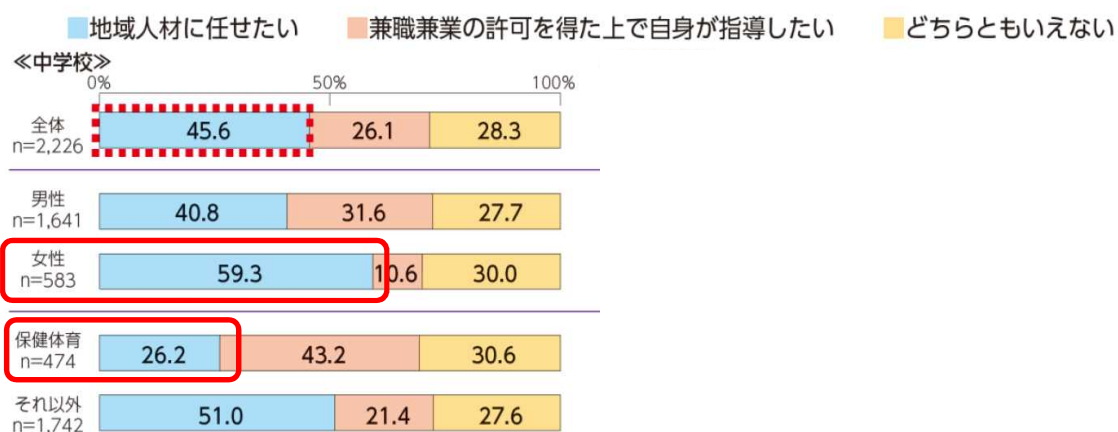
「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（令和 3 年日本スポーツ協会）

③ 休日の運動部活動が地域に移行された場合の意向

- ・「地域人材に任せたい」が 45.6%、「兼職兼業の許可を得た上で自身が指導したい」が 26.1%、「どちらともいえない」が 28.3%となっている。
- ・約半数の中学校教員が「地域人材に任せたい」と考えており、特に女性教員では約 6 割を占めている。
- ・保健体育の教員とそれ以外の教員の間において意識の差が大きいですが、保健体育の教員であっても 4 人に 1 人以上は「地域人材に任せたい」と考えている。

■ 休日の運動部活動が地域に移行された場合の意向

指導者調査



「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（令和 3 年日本スポーツ協会）